平成２７年（フ）第４１５号
兵庫県姫路市延末246番地２　手柄コーポ１号館３Ｃ
債務者　安部サクラ
１　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４２６号
兵庫県姫路市的形町的形212番地
債務者　前川　寛和
１　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第９８号
福岡県嘉麻市平1414番地40
債務者　山田　研二
１　決定年月日時　平成27年11月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第６１号
鹿児島県薩摩郡さつま町虎居町12番地４
債務者　**角**　季志子（旧姓帖佐）
１　決定年月日時　平成27年11月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第３０８６号
大阪府寝屋川市大成町32番２号
債務者　森谷　　繁
１　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
５　免責審尋期日　平成28年２月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４２１号
大阪府枚方市伊加賀本町６番１―302号
債務者　中井真菜美
１　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
５　免責審尋期日　平成28年２月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７１１号
大阪市住之江区御崎４丁目７番８―511号
債務者　森　　理恵（旧姓**吉中**）
１　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
５　免責審尋期日　平成28年２月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９号
島根県鹿足郡津和野町**中**座イ94番地、前住所島根県大田市大田町大田ロ1173番地２　ＣＡＳＴＩＬＬＯ　Ｂ101
債務者　芝野　圭司
１　決定年月日時　平成27年11月26日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
５　免責審尋期日　平成28年１月26日午前11時30分
松江地方裁判所益田支部

平成２７年（フ）第３８１号
岡山市南区藤田654番地４、旧住所岡山県笠岡市生江浜1030番地
債務者　藤原　正康
１　決定年月日時　平成27年11月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
５　免責審尋期日　平成28年２月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

財産状況報告集会等の期日指定

平成２６年（フ）第１８号
長崎県松浦市志佐町浦免1575番地６オーセル松浦301号、住民票上の住所長崎県松浦市志佐町田ノ平免496番地
破産者　千北　秀樹
主文　財産状況報告集会・計算報告集会・廃止意見聴取のための集会・債権調査期日・免責審尋の期日を、平成28年１月29日午後４時30分と指定する。
平成27年11月20日
長崎地方裁判所平戸支部破産係

破産手続廃止

平成２７年（フ）第４７号
千葉県木更津市清見台南５丁目２番１棟201号
破産者　村井　安美
１　決定年月日　平成27年11月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第１１９号
北海道釧路郡釧路町鳥通東２丁目６番地
破産者　国土測研株式会社
１　決定年月日　平成27年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第８１号
群馬県安**中**市原市922番地３
破産者　株式会社新安**中**ホーム
１　決定年月日　平成27年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１４２号
群馬県高崎市飯塚町1564番地１－５号、登記記録上の本店所在地群馬県高崎市東町70番地
破産者　有限会社有野総合商事
１　決定年月日　平成27年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第４９７０号
大阪市**中**央区本町１丁目５番６号
破産者　株式会社イージーウエアズ
１　決定年月日　平成27年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９７号
神戸市兵庫区築地町24番地
破産者　株式会社アーバン・エクスプレス
１　決定年月日　平成27年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５９５号
神戸市兵庫区荒田町４丁目18番８号
破産者　有限会社カインド工業
１　決定年月日　平成27年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部